

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則	一
	福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	一
訓令	職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	四
	福島県職員勤務規程の一部を改正する訓令	四
	福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	四
	福島県森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令	四
	福島県教育委員会	五
	職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	五
	福島県公安委員会	五
	福島県道路交通規則の一部を改正する規則	八
	福島県人事委員会	八
	福島県人事委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則	八
	福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	九
	福島県人事委員会行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則	九
	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	九
	市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一〇
	初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	一〇
	職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一〇
	福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	一一

## 規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則及び福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県規則第三十九号

#### 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部12の項中「**十**」を「**十一**」に改め、同表郡山市の部14の項中「**喜久田**」の次に「**、東原一丁目、東原二丁目及び東原三丁目**」を加え、同部33の項中「**新山神小学校**」を「**田新山神小学校**」に改め、同部34の項中「**田母華小学校**」を「**田母華神小学校**」に改め、同表いわき市の部1の項中「**平谷三瀬**」の次に「**、平谷三瀬一丁目、平谷三瀬二丁目、平谷三瀬三丁目**」を加え、同部12の項中「**喜藤園**」の次に「**、喜藤園第一丁目、喜藤園第二丁目、喜藤園第三丁目**」を加え、同部35の項中「**大塚第一小学校**」を「**田大塚第一小学校**」に改め、同表伊達市の部17の項中「**田登子小学校**」を「**田登子園小学校**」に改め、同部18の項中「**三ツ子**」を「**田三ツ子**」に改め、同表津美里町の部9の項中「**三ツ子**」の次に「**、三ツ子**」を加え、同表小野町の部3の項中「**登福**」を「**田登福**」に改め、同部6の項中「**登井第一小学校**」を「**田登井第一小学校**」に改め、同表新地町の部1の項中「**及び大**」を「**、大**」に改め、同表飯館村の部2の項中「**登福**」を「**田飯館**」に改め、同部3の項中「**田**」を「**田**」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一郡山市の部14の項、いわき市の部1の項及び12の項、会津美里町の部9の項並びに新地町の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

### 福島県規則第四十号

#### 福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十八年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七各号各列記以外の部分中「**」により措置入院者等**」を「**」により法第二十九条第一項又は第二十九条の第二項の規定による入院者（以下「措置入院者等」という。）**」に改め、同条第一号中「**緊急措置入院者を法第二十九条の第二項**」を「**法第二十九条の第二項の規定による入院者を同条第二項**」に改め、同条第二号中「**措置入院者**」を「**法第二十九条第一項の規定による入院者**」に改める。

第九条第一項中、「その配偶者又は」を「又はその配偶者若しくは」に、「扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）」を「扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項の直系血族及び兄弟姉妹に限る。）」に改め、同条第二項中「前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合にあつては、前年分の所得税額。以下同じ。）」を「について精神保健福祉法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度。第十条において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十六条の規定によつて課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百四十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百四十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 納税義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

三 納税義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるところとする。

ア 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第三百四十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百四十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第十條中「前年分の所得税額」を「入院のあつた月の属する年度分の市町村民税の所得割の額」に改める。

第十二條の見出し中「所得税額変動」を「市町村民税の所得割の額の変動」に改め、同条中「所得税額」を「市町村民税の所得割の額」に改める。

別表の一、四七〇、〇〇〇円以下の項中「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五六四、〇〇〇円」に改め、同表の一、四七〇、〇〇〇円以上の項中「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五六四、〇〇〇円」に改める。  
様式第九号の二を次のように改める。

## 様式第9号の2 (第5条の2関係)

移 送 の お 知 ら せ

様

年 月 日

福島県知事

印

- 1 あなたをこれから、措置入院(緊急措置入院、医療保護入院、応急入院)させるために移送します。
- 2 あなたの移送は、自動車で行います。
- 3 あなたの移送中、指定医が必要と認めたときは、医療又は保護に欠くことのできない限度において、あなたの行動を制限することがあります。
- 4 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に審査請求することができます。
- 5 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。)提起しなければなりません(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について4の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。





市高野	を	喜多方市関柴町西勝字西原268番3地先から会津若松市高野町大字中沼字西坂才甲746番1地先まで	に改め、
		喜多方市熱塩加納町熱塩字大桧沢山丙番外2番地先から同市熱塩加納町熱塩字西沢山丙2134番1地先まで	
		喜多方市松山町鳥見山字三百刈5667番1地先から同市関柴町西勝字西原336番2地先まで	

同表一般国道289号の項中

白河市真舟5番4地先から同市立石1番8地先まで

	を	白河市真舟5番4地先から同市立石1番8地先まで	に改め、同
		西白河郡西郷村大字真船字欠入115番1地先から白河市南真舟5番10地先まで	
		東白川郡棚倉町大字上台字長峰1番55地先から同町大字檜木字芋畑沢4番1地先まで	
		東白川郡棚倉町大字下山本字桃木田3番1地先から同郡塙町大字西河内字赤岡前120番地先まで	

表県道いわき浪江線の項の次に次のように加える。

県道相馬亘理線	相馬市原釜字北谷地302番地先から相馬郡新地町駒ヶ嶺字今神1番1地先まで
---------	--------------------------------------

別表第3県道二本松安達線の項の次に次のように加える。

県道白坂停車場小田倉線	西白河郡西郷村大字小田倉字大清水19番地先から白河市白坂勝多石18番地先まで
-------------	--

別表第3県道白岩久之浜線の項の次に次のように加える。

県道原釜椎木線	相馬市原釜字北谷地293番1地先から同市光陽二丁目1番12地先まで
---------	-----------------------------------

別表第3市道（福島市）南町・浅川線の項の次に次のように加える。

市道（福島市）田中・中家線	福島市北矢野目字田中4番13地先から同市北矢野目字高畑13番2地先まで
市道（会津若松市）幹I-7号線	会津若松市駅前町42番地先から同市扇町122番4地先まで

別表第3市道（郡山市）日出山久保田線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）早稲原卸一丁目線	郡山市喜久田町卸一丁目119番2地先から同市喜久田町卸三丁目12番地先まで
市道（郡山市）下尾池上追池線	郡山市喜久田町字下尾池19番21地先から同市喜久田町字上追池3番7地先まで
市道（郡山市）西	郡山市日和田町高倉字西中館2番1地先から同市日和田町高

中館下杉下線	倉字下杉下20番2地先まで
市道（郡山市）川久保新家1号線	郡山市田村町金屋字川久保44番1地先から同市田村町金屋字新家108番1地先まで
市道（郡山市）待池台二丁目待池台一丁目線	郡山市待池台二丁目8番地先から同市待池台一丁目23番地先まで
市道（郡山市）待池台一丁目5号線	郡山市待池台一丁目29番地先から同市待池台一丁目27番地先まで
市道（郡山市）待池台二丁目1号線	郡山市待池台二丁目60番24地先から同市待池台二丁目60番5地先まで
市道（郡山市）待池台二丁目2号線	郡山市待池台二丁目60番3地先から同市待池台二丁目60番3地先まで
市道（郡山市）卸三丁目1号線	郡山市喜久田町卸三丁目1番地先から同市喜久田町卸三丁目12番地先まで

別表第3市道（須賀川市）I-11号線の項中

須賀川市影沼町221番地1地先から同

市横山町1番地先まで

を

須賀川市影沼町221番地1地先から同市横山町1番地先

須賀川市横山町1番地先から同市横山町128番地先まで

まで

に改め、同項の次に次のように加える。

市道（須賀川市） I-13号線	須賀川市横山町136番地先から同市横山町30番地先まで
--------------------	-----------------------------

別表第3市道（須賀川市）I-16号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市） 2333号線	須賀川市横山町15番地先から同市横山町30番地先まで
市道（須賀川市） 2334号線	須賀川市横山町62番地先から同市横山町27番地先まで
市道（須賀川市） 2335号線	須賀川市横山町83番地先から同市横山町40番地先まで
市道（相馬市）原 釜塚部線	相馬市光陽二丁目2番地先から同市原釜塚部41番地先まで

別表第3市道（伊達市）西本場線の項の次に次のように加える。

市道（伊達市）保 原幹線2号線	伊達市保原町字前田町25番1地先から同市保原町字京門55番1地先まで
市道（伊達市）岡	伊達市保原町字岡代44番1地先から同市保原町字岡代66番1

代八幡台線	地先まで
市道（伊達市）大地内舟橋線	伊達市保原町大泉字大地内143番1地先から同市保原町字舟橋96番地先まで
市道（伊達市）岡代大田線	伊達市保原町字岡代29番3地先から同市保原町字大田123番1地先まで
市道（伊達市）東野崎烏内2号線	伊達市保原町字東野崎151番1地先から同市保原町字東野崎300番地先まで

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（交通規制課）

**福島県人事委員会**

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第六号**

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

**る規則**

福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号備考、様式第三号備考及び様式第四号備考中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第二号から様式第四号までによる請求書は、改正後の福島県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第二号から様式第四号までによる請求書とみなす。

（総務審査課）

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第七号**

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

**る規則**

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一号備考2中「~~日本工業規格~~」を「~~日本工業規格~~」に改める。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による請求書は、改正後の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による請求書とみなす。  
(総務審査課)

福島県人事委員会行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

福島県人事委員会  
委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第八号**

**福島県人事委員会行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則**

福島県人事委員会行政不服審査法施行細則(平成二十八年福島県人事委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会  
委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第九号**

**職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第三項に次の一号を加える。

四 法第二十二條の二第一項第一号の規定による会計年度任用職員として在職した期間については、人事委員会が定める期間

第三十三條の六第四項に次の一号を加える。

十 法第二十二條の二第一項第一号及び第二号の規定による会計年度任用職員として

在職した期間

附則中第六項から第九項までを削り、第十項を第六項とし、第十一項から第十四項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中

「課長」を「課長 室長」に改め、  
「医療調整担当課長」

同部出先機関の項中「ふたば復興事務所次長」を「ふたば復興事務所次長」に、「総合環境創造センター所長」を「総合

衛生学院院长  
衛生学院副院長  
を「総合衛生学院院长」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校

その他の教育機関の部美術館の項及び博物館の項中「副館長」を  
副館長  
主幹  
事務長  
に改める。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会  
委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第十号**

**市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

「飯館村立草野小学校

別表第二相馬郡の項中

飯館村立飯樋小学校

飯館村立白石小学校

飯館村立飯館中学校

を「飯館村立いたて希望の里学園」

に、「二級」を「一級」に改める。

別表第三郡山市の項中

「郡山市立多田野小学校堀口分校」を「郡山市立多田野小学校堀口分校」に改める。

「福島市立土湯小学校」を「福島市立茂庭小学校」に、

「福島市立茂庭小学校」を「福島市立茂庭小学校」に、

立安子島小学校

立栃山神小学校

立田母神小学校

を「郡山市立安子島小学校」に、

「郡山市立大田小学校」に、

「郡山市立熱海中学校」を「郡山市立熱海中学校」に、

川村立須釜小学校

川村立須釜中学校

を「玉川村立須釜小学校」に改める。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 (へき地手当に関する経過措置)

この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定によるへき地手当の支給を受けていた学校職員で施行日以後に当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務するもの(施行日の前日に飯館村立草野小学校、飯館村立飯樋小学校、飯館村立白石小学校又は飯館村立飯館中学校に勤務していた学校職員で施行日以後に飯館村立白石小学校又は飯館村立飯館中学校に勤務するものを含む。)のうち、当該学校職員に係る改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第四条第一項及び第二項の規定によるへき地手当の月額(以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるものに係るへき地手当の月額は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日以後のへき地手当の月額が当該学校職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額とする。

3 次の各号に掲げる学校職員に係る前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の学校職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの、前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第十条の規定により定められる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の学校職員であつたもの、前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額に福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの、前項中「施行日の前日におけるへき地手当の月額」とあるのは、「施行日の前日におけるへき地手当の月額を施行日の前日における福島県市町村立学校

職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「育児短時間算出率」という。)で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額」とする。

(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十一号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五級の項第四号及び六級の項第十二号中、「副学園長又は副学院院长」を「又は副学院院长」に改め、同表七級の項第二号中、「副学院院长」を削る。

別表第四の四級の項第一号及び五級の項第三号中「試験研究機関」の下に「等」を加え、「又は副所長」を、「副所長又は副館長」に改める。

別表第五の四級の項中「本庁の部参事の職務」を「一 本庁の部参事の職務」に改め、同項の前に次のように加える。

三級	本庁の副課長の職務
----	-----------

別表第六の六級の項に次の一号を加える。

三 困難な業務を行う出先機関の部長の職務  
別表第十七の二の部の一の項学歴免許等の資格の該当者の欄(1)中「卒業生」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了者」を加え、同部二の項学歴免許等の資格の該当者の欄(1)中「卒業生」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了者」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(採用給与課)

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

## 福島県人事委員会規則第十二号

福島県人事委員会  
委員長 齋藤 記子

## 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年二月五日から適用する。

（採用給与課）

## 福島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

## 福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第十一号中「揭示」を「提示」に改め、同欄中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 任用規則第二十六条及び第二十七条の規定による承認（標準的な職が課長の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るもの及び標準的な職が警視の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るものに限る。）

別表第一事務局長の専決事項の欄中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同欄第二十一号中「副課長相当職以下の者に係る承認に限る」を「標準的な職が課長の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るもの及び標準的な職が警視の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るものに限る」に改め、同号を同欄第十九号とし、同欄第二十二号中「副課長相当職以下の者に係る承認に限る」を「標準的な職が課長の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るもの及び標準的な職が警視の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るものに限る」に改め、同号を同欄第二十号とし、同欄第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第六十一号までを二号ずつ繰り上げ、同表課長の専決事項の欄第二号中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同欄中第二十号を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、同欄第十八号中「通知」

を「告知及び通知」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄中第十七号を第二十号とし、第十六号の次に次の三号を加える。

十七 試験規則第十三条後段の規定による採用試験又は区分試験の中止に係る告知

十八 試験規則第十五条の規定による採用試験の告知

十九 試験規則第十七条の規定による採用試験の周知

様式第二号備考3中「ロヤ」を「濠洲」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は令和二年三月三十一日から施行する。

（総務審査課）